

委員から寄せられた疑問点・意見と考え方

1. 発議に要する署名《論点8》

住民発議に要する署名数

疑問点・意見

- ・これまでの請願等の署名数を参照し、実施できる可能性のあるラインに設定すべき。実施可能性を高めるためには、なるべく低い署名数のほうがよいと思う。
- ・上限(1/3以上)、下限(1/50以上)があるとしても、適切な基準が見当たらない。政令指定都市である広島市は、なぜ「1/10以上」としたのか知りたい。

考え方

署名数の考え方については絶対的基準はなく、資料1の1頁に示したようなポイントを総合的に勘案して、決定されるものと考えています。なお、広島市、岸和田市及び大和市については、資料1の3頁に記載しているような点を根拠として、署名に関する規定を設けています。

署名簿の縦覧

疑問点・意見

- ・署名簿の縦覧は必要。

考え方

資料1の5頁に示しておりますように、直接請求制度がその署名簿の公正性を確保するという観点から縦覧制度を設けているという点などを参考にして、住民投票における署名簿の縦覧の必要性をご検討をお願いします。

- ・個人情報保護法との関係はどうなるのか。
- ・署名簿が縦覧される場合、署名収集の際に、署名簿が公開されることを前提として署名してもらうことを個々に確認する必要があるのか。

考え方

縦覧することを前提に署名の収集が行われるのであれば、個人情報保護の手続き上の問題は生じないものと考えられます。

2. 投票運動について《論点14》

(1) 投票運動に関する考え方について

疑問点・意見
<ul style="list-style-type: none">・投票運動は基本的に自由としてよい。しかし、買収、供応、脅迫などが住民投票で起きないとはいえず、悪質な行為は禁止すべきである。
<ul style="list-style-type: none">・戸別訪問は情報提供に効果的な手段ではあるが、公選法では禁止されている。
<ul style="list-style-type: none">・これらより、悪質な行為というよりも、投票運動は市民に迷惑をかけないものである必要があり、“禁止”ではなく、ある程度の“自制”を求める規定を設けたらどうか。
<p>考え方</p> <p>投票運動については、資料1の6頁に記載しましたとおり、公職選挙法の規定にとらわれず自由に考えることができますが、他の自治体の例等も参考にして、住民投票の目的を達成するためにはどの程度までの制限が必要かご検討をお願いします。</p>

(2) 罰則に関する考え方について

疑問点・意見
<ul style="list-style-type: none">・禁止規定を設けるならば、罰則を規定すべきである。川崎のような大都市では、個別に調整を行うことは難しく、最初から一定のルールをつくるべきだと思う。
<ul style="list-style-type: none">・何より、罰則は抑止力をもつ。
<p>考え方</p> <p>資料1の7頁(3)に記載しましたとおり、住民投票が諮問型であるという点等を踏まえても、なお罰則を設ける必要があるか、あるいは、他の方法で代替することが可能なのか、ご検討をお願いいたします。</p>